

## 指定障害児通所支援事業者の指定の全部効力の停止について

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法（以下「法」とする）に基づく指定の全部効力の停止処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社MEDICAL UP
- (2) 代表者名 代表取締役 札元 克典
- (3) 所在地 大阪府東大阪市小阪本町一丁目7番1号2階

#### 2 対象事業所

- (1) 名 称 癒しの森Kids わかえ
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所在地 大阪府東大阪市瓜生堂一丁目13番21号2階
- (4) 指定年月日 令和5年4月1日

#### 3 指定の全部効力の停止の期間

令和6年5月1日から令和6年10月31日までの間

#### 4 処分理由

- (1) 人格尊重義務違反（法第21条の5の24第1項第2号）

管理者不在時に直接支援員である保育士1名が児童3名に対し身体的虐待及び心理的虐待を行ったと認められた。

- (2) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

①専従かつ常勤が要件とされている児童発達支援管理責任者について、児童発達支援管理責任者を同一建物内の介護保険事業所で勤務させ、当該事業所に常勤で配置していないにも関わらず、人員欠如減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

②児童発達支援管理責任者以外の職員により個別支援計画が作成されているにも関わらず、計画作成者として児童発達支援管理責任者の氏名を記載し、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

③児童指導員等加配加算について、算定に必要な人員を配置していないにも関わらず、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

- ④福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサー

ビスを行った場合に、法に基づく指定通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求し受領した。

(3) 虚偽の報告・届け出（法第21条の5の24第1項第6号）

法第21条の5の22第1項に基づく監査において、実際には常勤として勤務していない管理者兼児童発達支援管理責任者が常勤として勤務したように装うため、当該職員に実際に支給されている金額とは異なる虚偽の給与明細を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額 9,002,944 円

加算額 3,601,180 円

合計 12,604,124 円

東大阪市福祉部指導監査室

障害福祉事業者課

電話：06-4309-3187